

第 2 1 回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 平成 1 9 年 7 月 2 6 日(木)午後 1 時 3 0 分～
- 2 場 所 ベルクラシック甲府 2 階「オリヴィア」
- 3 出席者 委員(敬称略)赤岡和代、飯窪さかえ、石井迪男、井上かよ子、
岩附正明、風間ふたば、加藤英雄、金子栄廣、三枝正文、
佐藤章夫、塩沢久仙、篠原滋美、高村忠久、角田謙朗、
内藤順造、中込司郎、中村 司、中村文雄、堀内直人、
望月秀次郎、若林千賀子、渡辺勝美
県 今村森林環境部長、入倉理事、土屋次長、河西技監
後藤森林環境総務課長、佐野循環型社会推進課長、
石山大気水質保全課長、樋口環境整備課長、
相沢みどり自然課長、横森廃棄物不法投棄対策室長
- 4 次 第
 - (1) 第 2 1 回審議会
 - ア 開会
 - イ 議事
 - ウ その他
 - (2) 閉会
- 5 議事に付した事案の件名
 - (1) 鳥獣保護区特別保護地区の再指定について
 - (2) 希少野生動植物種の保護に関する条例に基づく基本方針の策定について
 - (3) 温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について
 - (4) 報告
 - 平成 1 8 年度大気汚染状況常時監視結果について
 - 平成 1 8 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について
 - 新たな「山梨県ごみ処理広域化計画」の策定について
 - 廃棄物総合計画の進行管理について

6 議事の概要

13:30	1 開 会
司会	<p>本日、委員の皆様には、お忙しいところご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>ただ今から、第21回山梨県環境保全審議会を開会します。</p> <p>はじめに、今村 森林環境部長 よりごあいさつを申し上げます。</p>
森林環境部長	部長あいさつ
司会	つづきまして、中村会長 からごあいさつをいただきたいと思います。
中村会長	会長あいさつ
司会	ありがとうございました。
司会	<p>ここで、前回の審議会以降、所属される団体の役員改選により、新たに委員に就任された皆様をご紹介します。</p> <p>山梨県農業協同組合中央会 専務理事 三枝 正文 委員</p> <p>山梨県恩賜林保護組合連合会 理事長 高村 忠久 委員</p> <p>山梨県町村会 副会長 望月 秀次郎 委員</p>

2 議 事

司会

配付資料確認

次第

座席表

資料 1 鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

資料 2 - 1 希少野生動植物種の保護に関する条例に基づく
基本方針の策定について

資料 2 - 2 (参考資料)山梨県希少野生動植物種の保護に関する
条例について

資料 3 温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について

資料 4 平成 18 年度大気汚染状況常時監視結果について

資料 5 平成 18 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果
について

資料 6 新たな「山梨県ごみ処理広域化計画」の策定について

資料 7 廃棄物総合計画の進行管理について

合計 10 点

本審議会の委員は 30 名であります。本日は、そのうち、過半数の
21 名の出席をいただいておりますので、規定により本審議会が成立
していることをご報告申し上げます。

司会

本審議会の議長は、会長があたることとなっておりますので、これ
からの議事の進行は会長にお願いいたします。

中村 会長 よろしく申し上げます。

会長

それでは、審議に入ります。はじめに、審議事項(1)「鳥獣保護区
特別保護地区の再指定について」を議題とします。

この件については、5月22日に鳥獣部会が開催されました。

部会での審議結果について、中村部会長さんから、報告をお願いしま
す。

鳥獣部会長

資料 1 により、鳥獣部会での審議状況を説明、報告

会長

部会長さんの報告が終わりました。ご質問、ご意見がありましたら
お願いします。

委員	<p>山中湖特別保護地区の継続指定、ありがとうございます。しかしながら、昨年は春先から、イノシシ、シカの被害が多数発生しましたので、有害鳥獣捕獲をお願いしたわけですが、今日もクマを見かけたという情報も入っております。そのようなことをご理解いただく中で、有害鳥獣の駆除を再度、住民の安全、安心を守るため、お願いをすることがございますので、ご理解いただきたいと思っております。</p>
会長	<p>ただいまのご発言に対して、事務局で、付け加えることはございますか。</p>
みどり自然課長	<p>獣害対策につきましては、県でも、管理捕獲等に取り組んでいるところでございます。今回再指定の審議をお願いしてございます保護地区につきましては、山中湖の水面を中心に特別保護区として保護したいと考えております。</p> <p>県内に特別保護地区は10箇所ございまして、今年度の更新は、山中湖特別鳥獣保護区だけでございます。</p> <p>鳥獣に対する必要な保護をしながら、獣害捕獲については、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。他にございますか。</p> <p>それでは、審議事項(1)につきましては、部会での審議結果のとおり、再指定することで異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">会場より「異議なし」の声</p>
会長	<p>それでは、当審議会として、県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。</p> <p>続きまして、審議事項(2)「希少野生動植物種の保護に関する条例に基づく基本方針の策定について」を議題とします。事務局から説明願います。</p>
みどり自然課長	<p>資料 2-2により、山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例の概要について、資料2-1により、希少野生動植物種の保護に関する条例に基づく基本方針について、みどり自然課長が説明</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見がありましたらお</p>

	<p>願います。</p> <p>ただ今、ご説明いただいた基本方針は、新たに作られた委員会でも、もう一度、議論されるということですか。</p>
みどり自然課長	<p>この案件は、パブリックコメントにかけまして、そのことも含めて、委員会で審議いただくこととなっております。</p>
会長	<p>ご意見ございませんでしょうか。特段のご質問、ご意見はないようでございます。</p> <p>この件は県民に広報し、基本方針は県民に情報提供して、ご意見を伺った上で、さらに、この方針をブラッシュアップした上で、新しい委員会の中で議論されて、種の選定が行われていくというプロセスで、来年の4月1日に施行ということでございますが、よろしいでしょうか。</p>
会長	<p>それでは「希少野生動植物種の保護に関する条例に基づく基本方針の策定について」は異議ないということによろしゅうございますか。</p> <p>。</p> <p>会場より「異議なし」の声</p>
会長	<p>それでは、当審議会として、県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。</p> <p>次に、審議事項(3)「温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について」を議題とします。この件については、7月12日に温泉部会が開催されました。部会での審議結果について、角田部会長さんから、報告をお願いします。</p>
温泉部会長	<p>資料 3により、温泉部会での審議状況を説明、報告</p>
会長	<p>部会長さんの報告が終わりました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>部会長さんの説明で、中身については、問題ないと思います。</p> <p>資料の書き方について、「申請地周辺1000m以内」とありますが、法令的には600m以内であれば、要件を満たしているわけでありまして、他の申請箇所では「600m」と書いてありますが、「周辺1000</p>

	<p>m以内」と記されている申請箇所の資料がありますから、これは、書き方を同じように統一していただいて「600m以内に既存の温泉はない」という記述のほうがよからうかと思います。</p>
<p>みどり自然 課長</p>	<p>温泉の掘削にあたりましては、県内の地域を「特別保護地域」「普通保護地域」「一般地域」の3種類に分類し、それぞれ、温泉密度等により、距離制限あるいは掘削を制限しております。</p> <p>「特別保護地域」は、原則掘削禁止です。「普通保護地域」は、距離制限1000mです。「一般地域」は、規制がゆるやかな地域でございます。地域によって、温泉密度等の申請地の状態により制限を区分しております。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。他にございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>温泉部会で十分な審議があり、許可相当ということですが、「一般地域」、「普通地域」、「特別保護地域」があるとのことですが、そのなかで、既存の温泉で、既に入浴のために温泉を揚湯しているなかで、動力設置しないと自噴しないとということと、今まで使っているところを、もう少し拡充するための動力装置の設置の場合と、色々な申請がありますが、一般的に、普通の地域であればよいと考えますが、現在、地下資源については、問題が出ている時ですので、特別保護地域に指定されているところで、ポンプを変えていくということについての部会での見解を示していただきたい。</p>
<p>みどり自然 課長</p>	<p>主に6号議案についてのお尋ねと思いますが、ここは、古くから旅館業を営んでいる施設でございます。ポンプが既に古くなったということで、井戸の清掃等も行ったのですが、思うように揚湯しないということでございまして、ポンプを交換すると同時に井戸も掃除したいということで、ポンプの交換のため申請があったものでございます。</p> <p>ポンプも寿命がございまして、特別保護地域についてもポンプが老朽化して使用できなくなれば、新たな許可申請をしていただいて、審議を経て許可相当であれば交換していただくというものです。</p>
<p>会長</p>	<p>部会長さんからの補足説明はありますか。</p>
<p>温泉部会長</p>	<p>掘削の許可申請は昭和9年で、だいぶ古くなっているだろうと推測</p>

	<p>されます。揚湯量が当初は110ℓ/分だったのですが、今回は、増築があり、20ℓ/分増やしたいということで、合計130ℓ/分になっています。</p> <p>審議会の規定では、200ℓ/分までは許可相当となるため、その点も検討しましたが、全体的には温泉の規制が浸透しているため、許可相当という結果になりました。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>了解しました。</p>
会長	<p>それでは「温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について」はご異議ございませんか。</p> <p>会場より「異議なし」の声</p>
会長	<p>それでは、当審議会として県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。</p>
会長	<p>次に、報告事項を議題とします。報告事項(1)(2)の「平成18年度大気汚染状況常時監視結果について」及び「平成18年度公共水域及び地下水の水質測定結果について」の2件について事務局から報告願います。</p>
大気水質保全課長	<p>資料 4及び資料 5により、大気水質保全課長が報告(報告の後)第19回山梨県環境保全審議会において、水質の常時監視の速報値について、県のホームページ等での公開についてのご提案がありましたので、このことにつきまして、ご報告申し上げます。</p> <p>ご提案について、速報値の公表に向け、測定の実施者であります国土交通省、甲府市と協議を重ねたところ、了解をいただきましたので、今後、環境基準点における、一番生活環境とかわりの深い水質項目であります生活環境項目につきまして、その都度データをいただきまして、毎月速報値として県のホームページに公開させていただくことといたしましたので、ご報告申し上げます。</p>
会長	<p>事務局からの説明が終わりました。ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。</p>

委員	<p>データの公開につきまして、ありがとうございます。</p> <p>大気汚染状況の監視結果について、お願いと質問をさせていただきます。光化学オキシダント以外は、環境基準をすべての測定局でクリアしたということで、一步前進だと思います。</p> <p>浮遊粒子状物質につきましては、環境基準はクリアしていますが、環境基準では10マイクロメートル以下の粒子を規定していますが、より微小な2.5マイクロメートル以下の粒子(PM2.5)では、健康への影響が大きいということで、アメリカではさらに厳しい基準ができていますし、ヨーロッパでも、対策に取り組んでいます。</p> <p>環境省でも、研究をしたということで、影響の程度の違いはあったようですが、日本でも疫学的に呼吸器疾患への影響が認められて、微小粒子についての基準の設定について検討を行うようですが、今、環境基準を満たしていても微小粒子については、決して十分な状態ではないといえると思いますので、引き続き、微小粒子への寄与が大きいディーゼル排ガスについて、減少させる方向への努力を積極的にお願ひしたいと思います。</p> <p>それから、もう一つ、光化学オキシダントにつきましては、山梨だけではございませんけども、改善の傾向が見られないですが、このまま放置していいとはいえないと思います。山梨の場合は、県内ではなく隣接都県からの移入もあると考えられますので、そういうところとの連携が必要だと思います。隣接都県でも光化学オキシダントの基準を満たしていないと思いますので、連携した対策の動きはありますでしょうか。改善が見られないので対策が必要と思います。</p>
大気水質保全課長	<p>1点目のPM2.5ですが、ご指摘のとおり、環境省では平成12年度にPM2.5濃度測定方法暫定マニュアルを作っています。欧州につきましても、目標値を設定する動きもあり、WHOでも昨年、暫定基準を設定したという流れがございます。</p> <p>環境省におきましては、今年5月に学識経験者からなる評価検討委員会を設置して、PM2.5についての健康影響に関する評価について専門的な研究を進めていて、過日、国内でもはじめて健康被害が証明されたと報道されました。今後は、県でも、環境省の動きを踏まえる中で対応したいと考えております。</p> <p>本県におきましては、平成15、16年度に主要幹線道路であります、国道20号線を含め、固定局や移動局を利用して県内11地点で、PM2.5の濃度を測定しました。その結果、16～37マイクログラム/m³でした。昨年WHOが制定しました暫定目標の37.5マイクログラム/m³につ</p>

いては、クリアしているということではありますが、アメリカは第3次改定で35マイクログラム/m³にしているということ、この数値からは若干オーバーであるといえます。

県内の状況につきましては、平成15、16年度に測定した際のデータからは以上のような結果となっております。いずれにつきましても、このことにつきましては、盛んに研究がなされておりますので、国の動向を見る中で、対応したいと考えております。

次に、光化学オキシダントですが、オキシダントの原因であります窒素酸化物につきましては、窒素酸化物削減対策等によりまして、自動車の単体規制等があり、減少してきておりますが、もう一つの原因物質であるVOC・揮発性有機化合物につきましては、自動車については、ある程度規制がかかっていますが、主たる発生源となっている工場のVOC対策が進んでいない現状にあります。国のVOC排出規制が平成18年4月1日に大気汚染防止法の改正がありまして、規制が行われております。但し、既存施設の排出規制がかかるのは、平成22年度からになります。

国の考え方としますと、VOC濃度を約3割位削減すれば、光化学オキシダントの注意報の発令レベルの9割位は抑えられるのではないかと、目標を掲げているようです。この法律によつての規制で1割、あと、排出側の自主的な取り組みにより2割、「ベストミックス」といわれていますが、合計で3割位の削減努力をすれば、注意報の発令が9割位減少するのではないかとこの考えの中で、VOC対策を進めております。

県においても、今年度から県内のVOCの規制施設において、VOCの排出状況等についての立ち入り検査を実施し、また、今後排出する施設を対象に研修会を開催して、法令規制による1割の削減、自主規制による2割の削減、合計3割の削減を目標に、対応していきたいと考えております。

但し、昨年は全国26都府県で注意報が発令されました。今年も、九州や北陸等、全国的な広がりが見られます。今年の5月9日に新聞に掲載されましたが、大陸からの移流ということもあり、また地球温暖化による影響もあると推測されますが、窒素酸化物とVOCの濃度比で光化学オキシダントの生成に違いがあるのではないかとされています。

今までは、窒素酸化物は良くても、VOCが高濃度の場合、生成が進むのではないかというようなことが、学会等で議論されていると、伺っております。当面の目標でありますVOC対策を進めていきたいと

委員	<p>考えております。</p> <p>連携についての動きはありますでしょうか。</p>
大気水質保全課長	<p>本県で影響を受けるのは、首都圏が原因でありますので、注意報の発令の時ににおいても、関東近県との連絡は密にしております。</p> <p>また、来月も実施予定ですが、神奈川県とは情報交換の会議の開催等を行っておりますが、本県単独で取り組んでも、移流の分があるので、対策については、関東周辺の自治体とスクラムを組んでやっっていかなければ、できないと思っておりますので、関東ブロックの中でも、取り組んでいきたいと考えております。</p>
委員	<p>水質測定結果についての質問です。飲料水との関係で注目が必要と考えています。塩川ダムの砒素の濃度が環境基準を満たしていないという結果ですが、下流の荒川で水道水を取水しているという点からの影響はないのか、ということです。</p> <p>また、甲府市でフッ素が地下水から検出されたと示されていますが、その後、その井戸を使用している家庭等に状況を周知し、飲用の中止を指導する等の必要な対策が講じられているか。</p>
大気水質保全課長	<p>塩川ダムの砒素につきましては、報告のとおり、以前から0.01～0.015の範囲で環境基準を超えている状況にあります。これにつきましては、地質に由来する、上流の温泉水に起因するもので、源泉の砒素の濃度を測定しますと、6.2ppm程度と大変高いレベルで、これが影響しているものでありますので、塩川ダムの砒素の濃度につきましては、状況を監視することとしております。</p> <p>塩川ダムにつきましては、ダムから直接の取水ではなく、下流に放流の後に取水し、水源として利用している状況です。</p> <p>上水道の処理につきましては、凝集沈殿や急速ろ過等のプラントを通水させて、水道の水質基準に適合した水道水にして供給しておりますので、河川としては環境基準を超えているわけですが、浄水施設において処理しておりますので、飲用としては心配ないと考えております。</p> <p>フッ素は健康に関連する項目いわゆる有害物質であります。フッ素につきましては、自然界にも広く存在しております。山梨県の源泉の中でも、4割位はフッ素を含有しているかと思っておりますので、検出の可能性が高い物質であります。</p>

	<p>但し、この地下水調査で鉛とフッ素が検出されたということで、甲府市から相談がありました。住民への周知・指導につきましては甲府市が実施しておりますが、飲用の中止等、それぞれ個別に対応しながら、調査を進めております。</p> <p>ただ、近辺にフッ素を使用している事業所がなく、今回初めての調査での検出ということですので、今後、毎年定期モニタリングを行うこととなりますので、数値の変動を監視する中で、対応を検討していくことになると思います。</p> <p>いずれにしましても、個々の協力をいただいている井戸の関係者に対しましては、十分に説明していく中で、調査を行っております。</p>
委員	<p>調査に必要な財源を有効に活用する観点から、PM2.5のように重要な調査もありますが、一部ジクロロメタンの使用はみられますが、大気汚染物質の中のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等は、工場での使用は、まず、見られなくなりました。これらは、かねてより、環境基準を大幅にクリアして、100分の1くらいになっていますから、これらを測り続けるのは、無駄だと思しますので、測定地点を1箇所にするとか、その測定地点にしても、工場敷地と接する大気等というところで測定しなければ、同じことを継続してもあまり意味がないです。県ではISO14001をとって、PDAサイクルを、環境マネジメントシステムを行っているにしましては、同じようなことを継続しては、有効な活用であると言えないと思しますので、重要なものに視点を移して行くことが必要考えます。</p>
大気水質保全課長	<p>地下水モニタリング調査では、過去の汚染がある項目について、いつまでも継続的に調査し続けるのかということにつきましては、環境省が「水質モニタリングの効率化指針」を過去に出してございまして、この指針では調査地点で2～3年連続して環境基準以下を達成し、周辺のすべての地点で、基準を年平均値で下回った場合には、確認の上、モニタリング調査を終了することができるとされておりますので、本県においても3年以上基準を下回っており周辺にも基準超過がない、また、年変化が減少している調査箇所につきましては、この効率化指針によりまして調査を打ちきりにすることとしております。</p> <p>この指針に基づきまして、過去に調査をいたしました地点の4箇所ほど、定期モニタリングを終了した経緯がございます。現在のモニタリング箇所につきましても、過去のデータを精査して、条件を満た</p>

	したところにつきましては、指針に基づきまして、検討していきたいと考えております。
委員	水質だけですか。
大気水質保全課長	はい。
委員	大気についても、是非。環境省が了承しなければ、都道府県から意見をあげても良いのではないのでしょうか。
大気水質保全課長	汚染物質の種類は増加の一方で、有害物質も増えることはあっても、減ることはあまりない状況なので、いかに効率的に調査するのは、優先順位があると思いますので、リスク的なものについて優先し、効率化していく方向につきましては、十分検討して、国のほうにも、お願いをしていきたいと考えております。
会長	よろしゅうございますか。それでは、この件につきまして、了承ということによろしいでしょうか。
	会場より「了承」の声
会長	それでは、了承として、県に報告したいと思います。続きまして、報告事項(3)「新たな『山梨県ごみ処理広域化計画』の策定について」事務局から報告願います。
環境整備課長	資料 6により、環境整備課長が報告
会長	事務局からの説明が終わりました。ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。
委員	まず、質問ですが、この策定計画の対象は、一般廃棄物で、産業廃棄物は、含まれていないと考えてよろしいですか。
環境整備課長	市町村の施設ということで、一般廃棄物です。
委員	このことに問題があると思っているのですが、産業廃棄物のほう

が、一般廃棄物に比べて4倍も排出量が多いのですが、このような状況で事業者は、大変苦勞しておりまして、知っている例では、ゼロエミッションの達成のために廃棄物処理の半分近く他県に依存している、遠いところでは、九州等に輸送して処理しているのが実態となっている。

他県に輸送して処理することは、経費を要する無駄なことですが、そういうことを含めると、市民から排出される一般廃棄物の処理も重要ですが、事業者から排出される産業廃棄物については、事業者の責任により処理される原則となっています。国の指針は、事業者が排出する産業廃棄物については、各企業が自らの責任において処理しなければならないとなっていますから、原則として了解できるのですが、これからの計画の中に、産業廃棄物の扱いについて、ある程度視野に入れていただきたいと思います。

リサイクルプラザ、集まったごみを如何に、分別し、マテリアルのサイクルにつなげるか、そして、最終的には残ったものは、やむを得ず、焼却ということになると思いますが、そういった過程での処理で、排出されるものは、事業者も住民も一緒です。事業者から排出されるものが産業廃棄物であって、市民から排出されるものは一般廃棄物であるという違いです。そういう区分に理解ができない。同じものを産業廃棄物は処理しないのかが、わからないということです。

環境整備課
長

一般廃棄物を対象とすることで、この計画を進めさせていただきたいと思います。

委員

処理施設が有効に活用されるかということが大切です。多くの税金によって整備するのであれば、いかに有用なものを作るか、住民の多くが納得するものを作るかが、大事だと思います。そういう意味では、パブリックコメントを行いますということが、策定の計画に織り込まれていますからいいのですが、焼却ありきという考え方は、絶対に止めていただきたい。

今は、巨大なガス化溶融炉を整備して、何でも持って来いというようなものができてきている。そういうものは、はたしてどうかと思います。

今の予定ですと、300 t以上のガス化溶融施設を予定している。こういった計画を反対しているわけではなく、大賛成ですが、考えるべきことは、まずは、排出されるものをしっかりと精査して、地域

	<p>によって、排出されるものは違うと思うのですが、これを精査した中で、どういう施設。例えば、生ゴミの堆肥化、飼料化。マテリアルリサイクルにつながるような、まずは、リサイクルプラザを前面に押し出しているから、まずは、そういったリサイクルに視点を置いて、どういう施設を整備できるか、というようなことを考えていただいて、やむなく、ガス化溶融炉ないしゴミ焼却炉で処理する必要があるものが最後に残る仕組みにしていかなければいけないということです。</p> <p>それに加えて、できたら、事業者が困っている産業廃棄物をなんとかするものを。事業者は大変な努力をして産業廃棄物を着実に減らしている。これには、費用をかけて遠くまで輸送してリサイクルに回す等に努めている。そういったところを理解していただいて、今後、手を打っていただきたいと考えます。沢山のところからそういった意見が入ってくるので、県内で操業している企業を代表して発言しています。策定する段階で、後々、そういう意見が出てくると思いますが、是非、検討してほしいです。</p>
環境整備課長	<p>部会の検討作業の中で、議論していきたいと思います。</p>
委員	<p>次の議題の廃棄物総合計画の進行管理の中で検討する課題として、一般廃棄物と産業廃棄物のことについては、総合計画の中で十分になされるべきであると考えます。最終的には廃棄物の最終処分場の整備と今進められている処分場の整備の状況、時期候補地の調査がどのように進められているか、になっていくのかなと思っていたのですが、次の議題でも説明いただけるのですね。</p>
会長	<p>では、委員の意見も含めて、次の議題の中で改めて説明いただくということで。他にございますか。</p> <p>それでは、この件につきまして、了承ということによろしいでしょうか。</p> <p>会場から「了承」の声</p>
会長	<p>それでは、了承として、県に報告したいと思います。続きまして、報告事項(4)「廃棄物総合計画の進行管理について」事務局から説明願います。</p>

環境整備課長	資料 7により、環境整備課長が報告
会長	事務局からの説明が終わりました。ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。
委員	<p>一般廃棄物の削減計画は達成しない、産業廃棄物は達成している。その理由は、産業廃棄物については各企業に、削減するインセンティブな動機がある。産業廃棄物を削減しなければならない理由は、経費がかかるからです。産業廃棄物を処理するのに、遠くまで輸送して処理するとなると、削減しなければならないという気持ちがありますから、経費を減らす為に、強いインセンティブが働いているんです。ところが、一般廃棄物、一般市民は、どうでしょうか。廃棄物の処理に全く費用がかからない。どうしても、削減が進まないという実態がある。</p> <p>これからは、一般廃棄物にも、インセンティブを働かせればいいので、いちばん簡単なことは、ゴミ処理の有料化です。</p> <p>その前に、市町村ごとに取り組みを評価したらいいと思う。ホームページ等を活用して、削減実績を伝える。例えば、笛吹市は既に分別をしっかりとやってモデル地域になって40%削減した。53%削減しようとしています。そういうところもある中で、各市町村が努力しているところを評価していかなければいけない。1世帯あたりのゴミの排出量等がわかるようになっていて、各市町村にインセンティブを働かせて、しっかりとした施策を立てることが重要です。</p> <p>削減計画をまだ作っていないというのは、いけないと思います。まだ40%以上の市町村が作っていない。早く作って、しっかりと実行して行く、そこに県が主体となって、インセンティブを働かせるような、ある意味、競争意識を植え付けるような形でないと、なかなか一般廃棄物は削減できません。</p> <p>これからの経過を、単に減少するだろうということではなく、そういう施策を続けていただければと思います。</p>
会長	今の件について、事務局からコメントはありますか。
環境整備課長	分別収集については、15種類以上に分別している市町村もあれば、3種類というところもあります。市町村の意識の改革が必要と思っ

	<p>ております。市町村に強力な働きかけ、ゴミ処理計画がまだ策定されていないところがあるということで、これについても、早急に策定するように働きかけて参りたいと考えております。</p>
委員	<p>ゴミ処理は、費用を要することと思います。ゴミを処理するのにそれぞれの市町村で計算できるかどうかわかりませんが、いくらかかっているのかということも公表していけば、こんなに税金を使うんだったら、もっと排出を減らそうとか、あるいは色々な計画に対しても、実感をもって、普通の人からのパブリックコメントが出てくるかもしれないので、そういう公表の仕方も考えていただけたらと思います。</p>
会長	<p>事務局の方で、ただいまのご意見に対して。</p>
環境整備課長	<p>山梨の一般廃棄物という出版物がありまして、その中で、ゴミ処理の費用の統計があり、公表しております。市町村ごとにも掲載してあります。データにタイムラグありまして、現在の公表は平成16年度の資料です。数値は平成16年度のものが一番新しいものです。</p>
委員	<p>先ほどのゴミ処理広域化計画は承認されたわけですが、広域化が進んでいくことによって、県民のゴミに対する負担が軽減される等は、それでわかると考えてよろしいですか。</p>
環境整備課長	<p>一般的に考えまして、個別の処理より規模が大きい方が、一人あたりの負担は軽減されると考えられます。</p> <p>ここに、平成19年2月に出版されました山梨の一般廃棄物での県民一人あたりのゴミ処理費用の記述がありますが、平成16年度の実績は、11,427円です。</p>
会長	<p>いずれにしましても、減量化が進んでいない、年次計画が15年にスタートして、これから目標年度までに、増やしてくる、現在は、計画の初期段階にあると理解して、甘く見ても、大変だと思います。</p> <p>是非、具体的な、先ほど委員がインセンティブを働かせるという意見がございましたが、やっていることに対して、本人が、意義を感じるといふことか、あるいは後ろから押されるというやり方のどっちか、具体的な方式を考えていただいて、議論を進めていただけたらと思います。他にご意見ご質問はございますか。</p>

委員	<p>一般廃棄物の管理責任は市町村にあるということで、一般廃棄物をどれだけ減らせるかというところに、市町村の一般廃棄物処理計画の中身が係ってくるのではないかと思う。策定率を上げるという話がありますが、個々の計画の中身が廃棄物総合計画と整合するかというような、確認はされるのでしょうか。</p>
環境整備課長	<p>現在、策定の促進に取り組んでいます。廃掃法で策定項目が決まっておりますので、計画ができていれば、その項目は内容として盛り込まれていることとなります。</p> <p>また、基本計画を策定して、基本計画を実施する為の実施計画の策定が課せられておりますので、法に則った一般廃棄物処理計画を策定しているものと考えております。</p>
会長	<p>一般廃棄物に関しては、市町村が率先してやらなければ、笛吹き旗振っても、うまくいかないの、是非、連携を密にとっていただいて、計画どおり進行するようにご努力いただけたらと思います。</p> <p>それでは、この件につきまして、了承ということでよろしいでしょうか。</p> <p>会場から「了承」の声</p> <p>それでは、了承として、県に報告したいと思います。</p> <p>その他、ご意見等ございますか。</p> <p>特にないようであります。それでは、議事については、以上で終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 3 閉 会 </div>	
司会	<p>長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。</p> <p>以上で、本日予定いたしました議事は、全て終了いたしました。</p> <p>これをもちまして「第21回山梨県環境保全審議会」を閉会とさせていただきます。</p>